

議案第42号

調布市立学校学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償  
に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年6月3日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

補償基礎額を改めるため，提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市立学校学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償  
に関する条例の一部を改正する条例

調布市立学校学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する  
条例（平成14年調布市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「8,620円」を  
「8,600円」に，「11,446円」を「11,420円」に，  
「12,986円」を「12,960円」に，「15,087円」を  
「15,500円」に，「16,090円」を「16,529円」に改め，  
同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「5,670円」を「5,664円」に，  
「6,573円」を「6,564円」に，「8,016円」を「8,001  
円」に，「9,671円」を「9,650円」に，「10,868円」を  
「10,845円」に，「12,042円」を「12,016円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の調布市立学校学校医，学校歯科医及び学校薬剤  
師の公務災害補償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表  
（経験年数が20年以上である学校医及び学校歯科医の補償基礎額に係る  
部分に限る。）の規定は，平成25年12月1日（以下「適用日」という。）  
以後に支給すべき理由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき

理由が生じた傷病補償年金，障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し，適用日前に支給すべき理由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については，なお従前の例による。

3 改正後の条例別表（経験年数が20年以上である学校医及び学校歯科医の補償基礎額に係る部分を除く。）の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき理由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金，障害補償年金及び遺族補償年金で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し，施行日前に支給すべき理由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については，なお従前の例による。

4 適用日から施行日の前日までの間において，この条例による改正前の調布市立学校学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表（経験年数が20年以上である学校医及び学校歯科医の補償基礎額に係る部分に限る。以下同じ。）の規定による傷病補償年金，障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定による休業補償，障害補償一時金，遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき理由が生じたものに限る。）として支払われた金額は，これらに相当する改正後の条例の規定による公務災害補償の内払とみなす。